

1. 多摩六都科学館の評価活動

多摩六都科学館の管理運営は、第2次基本計画（平成26年度～平成35年度）を基に、多摩六都科学館組合の財政計画や、多摩六都科学館指定管理者が作成する年度毎の事業計画が体系的に機能して実施されています。基本計画に示された使命・目標の達成度や事業の取組み姿勢、進捗状況の継続的な検証ができるように、中長期の目標管理システムを形作ることを目指して事業評価活動に取り組んでいます。特に指定管理者が担う科学館の中核事業については、3年間程度の中期目標と1年毎の短期目標にしたがって業績指標を定めてセルフチェックを行っています。

これを基に、毎年度終了後に多摩六都科学館組合と指定管理者が共同で自己評価報告を作成し、事業評価委員会に資料として提出します。委員会では、委員を委嘱された教育や博物館運営に関わる有識者と圏域の市民が、自己評価に基づいて運営のプログラム全体を検証し、スタッフへのヒアリング等を通して事業運営の実態に即した評価を行います。平成27年度からは、市民モニターを本格導入し、アンケート調査に表れにくい事項や定量化が困難な中期的な業績指標に対して、定性的な評価や利用者目線の検証を行います。

その結果は評価報告書として多摩六都科学館組合管理者に提出され、事業の修正や翌年度の予算編成、事業計画を策定する際の指針とします。これにより、評価結果が翌年度の予算編成や事業計画に反映され、計画（Plan）－実行（Do）－評価検証（Check）－改善（Action）のPDCAサイクルが機能し、継続的な業務改善が図られるよう努めています。

2. 多摩六都科学館事業評価委員会

事業評価委員会は、科学館の管理運営の成果について、第三者の客観的な観点から外部評価を行う組合¹の附属機関です。通常、年3回程度（5月、9月、3月）開催し、自己点検結果に基づく検証を行い、科学館の使命・目的に照らして事業の有効性や継続性を検討します。その結果は、組合管理者に対し報告され、組合の次年度の予算編成と、指定管理者の事業計画の策定に反映されます。

3. 評価結果の公開

事業評価委員会の評価報告書は、多摩六都科学館組合議会の研修会等で報告するほか、科学館のホームページで公開しています。これにより、公の施設である科学館の社会的価値を明らかにし、事業運営の透明性を高めることとします。

¹ 多摩六都科学館組合は小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市が共同で科学館運営を行うために設置した特別地方公共団体です。

4. 評価活動の年間予定

◎多摩六都科学館組合事業評価活動の年間予定表

平成27年7月21日

項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年間予定	春季特別企画展	GWイベント	学校利用期	夏季特別企画展	学校利用期	秋季特別企画展	年末年始 休(12/28~1/4)	冬季特別企画展	開館記念日(園域市民感謝デー)	春季特別企画展			
	前年度		委員会① 前年度の検証と 評価報告案検討	前年度の検証と 評価報告案作成	委員会②	委員会③ 次年度事業計画 の確認	当年度	当年度の事業の 実施状況の確認 と次年度事業計 画への助言	検討 作業	●業績指標に基づく 自己評価 ●市民モニター報告	報告書提出	組合管理 者への報 告	
市民モニター	◎前年度 モニタリング 結果の 総括	新年度の モニター募 集	研修・打合 せ	モニタリン グ開始(~ 12月)	意見集約 (中間)	モニタリン グ継続(3 月まで)							
	組合事務局	市民モニ タリングの 検証	出納検査	組合 議会 研修会 ・委員 長の報 告	報告書提出	定期監査 決算審査 出納検査	事務連 理議会	組合 議会 定例会	予算の見直し	出納検査	事務連 理議会	組合 議会 定例会	出納検査
指定管理者	月次報告 の確認・承 認	月次報告 四半期報 告の確認・ 承認	●検証 ●自己評価	月次報告 の確認・承 認	月次報告 四半期報 告の確認・ 承認	月次報告 の確認・承 認	月次報告 の確認・承 認	月次報告 の確認・承 認	月次報告 の確認・承 認	月次報告 の確認・承 認	月次報告 の確認・承 認	月次報告 の確認・承 認	月次報告 の確認・承 認
	月次報告 (前月分)	月次報告 (前月分) 第4四半期 報告	事業報告 書・収支 決算書 自己評価	月次報告 (前月分)	運営連絡 協議会	月次報告 (前月分)	月次報告 (前月分)	月次報告 (前月分)	月次報告 (前月分)	月次報告 (前月分)	月次報告 (前月分)	月次報告 (前月分)	月次報告 (前月分)
	前年度事 業報告・ 収支決算 の作成	●自己点 検・業績 評価				次年度の 計画策定		翌年度事 業計画書 提出 (11/1)	事業計画 の内容協 議・具 体化				翌年度事 業計画書 提出 (3/24)

※指定管理者各種報告提出期限 ●月次報告(翌月10日まで) ●四半期報告(各決算期後40日以内) ●事業報告・収支決算(事業年度終了後60日以内)

6. 事業評価委員名簿

(敬称略)

第1期 (平成16年2月8日～平成18年3月31日)

役職	氏名	現職(委員就任当時)
委員長	齊藤 隆雄	(株)大林組東京本社エンジニアリング本部専任役(環境担当)
副委員長	矢内 秋生	武蔵野大学人間関係学部環境学科環境アメニティ専攻教授
委員	福田 蓉子	東京大学宇宙線研究所宇宙ニュートリノ観測情報融合センター秘書
委員	縣 秀彦	自然科学研究機構国立天文台天文情報公開センター 広報普及室長
委員	佐々木 秀彦	江戸東京たてもの園 学芸員

第2期 (平成18年7月13日～平成21年3月31日)

No.	氏名	現職(委員就任当時)
委員長	柴田 徳思	日本原子力研究開発機構特別研究員
副委員長	縣 秀彦	自然科学研究機構 国立天文台 天文情報公開センター 准教授
委員	板谷 敏弘	江戸東京博物館 広報営業課長
委員	伊東 敏雄	元電気通信大学教授
委員	矢吹 富美子	主婦(科学館ボランティア)

第3期 (平成21年12月26日～平成23年12月25日)

No.	氏名	現職(委員就任当時)
委員長	柴田 徳思	日本原子力研究開発機構特別研究員
副委員長	桧森 隆一	嘉悦大学経営経済学部教授・副学長
委員	尾崎 文	多摩六都科学館ボランティア(市民)
委員	小野 由紀	東京都生活文化スポーツ局文化振興部文化施設担当副参事
委員	村井 良子	(有)プランニング・ラボ代表取締役

第4期・第5期（平成24年7月～平成27年3月）

No.	氏名	現職（委員就任当時）
委員長	柴田 徳思	東京大学名誉教授
副委員長	桧森 隆一	嘉悦大学経営経済学部教授・副学長
委員	小谷 泰弘	多摩六都科学館ボランティア（構成市市民）
委員	佐々木 秀彦	東京都美術館交流係長
委員	杉浦 幸子	武蔵野美術大学芸術文化学科准教授

第5期・第6期（平成27年4月～平成30年7月）

No.	氏名	現職
委員長	柴田 徳思	東京大学名誉教授
副委員長	桧森 隆一	北陸大学副学長・教授
委員	小谷 泰弘	多摩六都科学館ボランティア（構成市市民）
委員	坂本 和弘	多摩動物公園副園長兼教育普及課長
委員	杉浦 幸子	武蔵野美術大学芸術文化学科教授

(設置)

第 1 条 多摩六都科学館の事業評価を行うため、多摩六都科学館組合事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、管理者の諮問に応じ、次の事項について調査し、検討し、及び答申する。

- (1) 主要な事業成果の検証について
- (2) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、学識経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する委員 5 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会に関する庶務は、多摩六都科学館組合事務局において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。